

議案第61号

米原市体育施設条例の一部を改正する条例について

米原市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年5月29日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

市民の心身の健全な発達およびスポーツの普及、振興を図るための施設として、旧米原市立息郷小学校体育館を米原市息郷体育館として設置するため、この案を提出するものである。

米原市体育施設条例の一部を改正する条例

米原市体育施設条例（平成 17 年米原市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表米原市すば一く米原の項の次に次のように加える。

米原市息郷体育館	米原市三吉 126 番地
----------	--------------

第 3 条第 1 項の表米原市すば一く米原の項の次に次のように加える。

米原市息郷体育館	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
----------	------------------------

別表米原市すば一く米原の項の次に次のように加える。

米原市息郷体育館	アリーナ	200 円
	照明設備	200 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項および付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の米原市体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定による米原市息郷体育館に係る指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定による米原市息郷体育館に係る利用許可等の手続（以下「利用手続」という。）は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 4 指定管理者に新条例の規定による米原市息郷体育館の管理に関する業務を行わせる場合において、前項の規定による利用手続は、当該指定管理者によってなされたものとみなす。

米原市体育施設条例 新旧対照表

改正後	現 行																		
米原市体育施設条例	米原市体育施設条例																		
第1条 略 (名称および位置)	第1条 略 (名称および位置)																		
第2条 体育施設の名称および位置は、次のとおりとする。	第2条 体育施設の名称および位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>米原市すぱーく米原</td> <td>米原市入江 292 番地</td> </tr> <tr> <td>米原市息郷体育館</td> <td>米原市三吉 126 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		米原市すぱーく米原	米原市入江 292 番地	米原市息郷体育館	米原市三吉 126 番地	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>米原市すぱーく米原</td> <td>米原市入江 292 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		米原市すぱーく米原	米原市入江 292 番地	略	
名称	位置																		
略																			
米原市すぱーく米原	米原市入江 292 番地																		
米原市息郷体育館	米原市三吉 126 番地																		
略																			
名称	位置																		
略																			
米原市すぱーく米原	米原市入江 292 番地																		
略																			
(利用時間)	(利用時間)																		
第3条 体育施設の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。ただし、米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。	第3条 体育施設の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。ただし、米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>米原市すぱーく米原</td> <td>午前8時30分から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>米原市息郷体育館</td> <td>午前8時30分から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用時間	略		米原市すぱーく米原	午前8時30分から午後10時まで	米原市息郷体育館	午前8時30分から午後10時まで	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>米原市すぱーく米原</td> <td>午前8時30分から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用時間	略		米原市すぱーく米原	午前8時30分から午後10時まで	略	
施設	利用時間																		
略																			
米原市すぱーく米原	午前8時30分から午後10時まで																		
米原市息郷体育館	午前8時30分から午後10時まで																		
略																			
施設	利用時間																		
略																			
米原市すぱーく米原	午前8時30分から午後10時まで																		
略																			
2 略	2 略																		
第4条～第18条 略	第4条～第18条 略																		
別表（第7条、第17条関係）	別表（第7条、第17条関係）																		

施設名	区分	使用料
略		
米原市すぱーく米原	コート	600 円
	照明設備	600 円
米原市息郷体育館	アリーナ	200 円
	照明設備	200 円
略		

備考 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項および付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の米原市体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定による米原市息郷体育館に係る指定管理者に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

3 新条例の規定による米原市息郷体育館に係る利用許可等の手続（以下「利用手続」という。）は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 指定管理者に新条例の規定による米原市息郷体育館の管理に関する業務を行わせる場合において、前項の規定による利用手続は、当該指定管理者によってなされたものとみなす。

施設名	区分	使用料
略		
米原市すぱーく米原	コート	600 円
	照明設備	600 円
略		

備考 略

